国立大学法人東京医科歯科大学難治疾患共同研究拠点
運営委員会規則

（平成２２年１月６日
規　則　第　２　号）

（設置）
第１条　国立大学法人東京医科歯科大学難治疾患研究所（以下「研究所」という。）に、難治疾患共同研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（目的）
第２条　運営委員会は、国立大学法人東京医科歯科大学難治疾患共同研究拠点（以下「共同研究拠点」という。）の運営に関し、研究所教授会と協力して必要な事項を審議することを目的とする。

（委員）
第３条　運営委員会に、次の各号に掲げる委員を置く。
(1) 所長
(2) 内部委員
(3) 外部委員
２　内部委員は、研究所の教授のうちから、研究所教授会の議に基づき所長が委嘱する。
３　外部委員は、難治疾患研究に係る学外の教員又は有識者のうちから、研究所教授会の議に基づき所長が委嘱する。
４　第１項第１号及び第２号の委員の数は、委員総数の２分の１以下とする。

（任期）
第４条　委員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
２　前項の委員の任期は、当該委員を委嘱する所長の任期の末日以前とする。
３　第１項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）
第５条　運営委員会は次に掲げる事項を審議する。
(1) 共同研究拠点の管理運営に関する事項
(2) 共同研究の公募課題の領域設定、公募、選考、採択課題遂行に関する事項
(3) その他共同研究拠点及び共同利用・共同研究の実施に関する重要事項

（委員長）
第６条　運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
２　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
３　議長に事故があるときは、議長の指名する者がその職務を代行する。

（議事）
第７条　　運営委員会は、委員の３分の２の出席以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
２　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（事務）
第８条　運営委員会の事務は、研究所事務部において処理する。

（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか、運営委員会の活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成２２年１月６日から施行する。
附　則（平成２８年１月２１日規則第２号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年３月１６日規則第２号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（令和４年４月１２日規則第７４号）
この規則は、令和４年４月１２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。